令和８年４月８日

保護者　様

さいたま市教育委員会
さいたま市立与野南中学校長

学習者用タブレット型コンピュータ等の利用及び家庭への持ち帰りについて

日頃より教育活動に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

本市では、国の GIGA スクール構想のもと、ICT を活用した学びの改革に取り組んでまいりましたが、子どもたちの ICT 環境をさらに充実させ、豊かな学びを進められるようにするため、このたび端末を iPad に更新することといたしました。

つきましては、学習者用タブレット型コンピュータ等（以下「タブレット等」）の利用及び家庭への持ち帰りについて、下記のとおりお知らせいたします。保護者の皆様にはお手数をお掛けいたしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

１　タブレット等の利用及び家庭への持ち帰りについて

（１）タブレット等の学校及び家庭での利用について

タブレット等は、学校や家庭における学習活動のために使用します。例えば、以下のような場面を想定しています。

- 児童生徒の学習における成果物の作成、発表
- クラウドを活用した協働学習
- インターネットを活用した調べ学習
- ドリル学習や学習動画の視聴
- 学校から配布された課題の確認・提出
- オンライン授業の受講　など

（２）家庭への持ち帰りについて

①持ち帰るもの

- タブレット（タブレットケース付）１セット
- 充電用機器（アダプタ１つ・ケーブル１本）※必要な場合のみ持ち帰り
- タッチペン　１本　※必要な場合のみ持ち帰り

②持ち帰る時期

担任よりお子さんを通じて連絡いたします。

（３）タブレットや充電用機器、タッチペンの破損及び紛失時の対応について

①利用中に生じたタブレットやキーボード一体型ケース、充電用機器、タッチペンの破損については、次の②の場合を除き、市の予算で修理をいたします。

②故意による破損や改造・設定変更による故障、紛失（盗難の場合を除く）の際に係る費用は、御家庭の負担となります。

③御家庭での利用の際に、紛失や盗難があった場合、学校へ速やかに報告してくださるようお願いいたします。

（４）タブレット使用に関する留意点

①タブレット等は市からお子さんへ貸与されたものであり、卒業まで同じタブレットを使用します。また、卒業後は次の年度の新入学生が使用します。丁寧に扱うよう御家庭でも御指導ください。

②アカウント、パスワード、タブレットのパスコードの適切な管理をお願いいたします。アカウント等が記載されたカードを紛失したり、アカウント等を第三者に教えたりすることなどがないよう、御家庭でも御指導ください。また、パスワードは必要に応じて定期的に変更してください。なお、アカウントはお子さん本人にのみ付与されたものです。保護者を含めた本人以外の使用は、ライセンス違反となります。

③学習に不必要なサイトにアクセスしたり、本人の許可を得ることなく写真や動画をインターネット上にアップしたり、他人を誹謗・中傷する内容をインターネット上に書き込んだりしないよう、御家庭でも御指導ください。

④姿勢や画面との距離に注意したり、長時間にわたって継続して画面を見ないように途中で休憩を取ったりするなど、御家庭でも健康面への配慮をお願いいたします。

⑤家庭に端末とインターネット環境がある場合は、家庭へタブレットを持ち帰らなくても付与されたアカウントで「L-gate」にサインインすることで、学校と同じ学習環境で利用することができます。「L-gate」には、教育研究所ホームページ（https://www.saitama-city.ed.jp/）よりサインイン可能です。

⑥御家庭に Wi-Fi 等のインターネット環境がない場合は、教育委員会でモバイル Wi-Fi ルーターの貸出を行っております。御希望の際は学校まで御相談ください。貸出に当たっては、保護者による貸出申請書の記入や、SIM カードの契約、通信費の支払いが別途必要になります。なお、就学援助対象世帯については、「オンライン学習通信費」（令和 7 年度は 1 世帯当たり 15,000 円）が支給されております。

3　タブレット等の家庭への持ち帰りに関する同意書について

（1）タブレット等の持ち帰りに当たって、別紙「タブレット等の家庭への持ち帰りに関する同意書」をご確認の上、生徒家庭票に同意について必要事項を御記入ください。。

4　その他

（1）学習者用タブレット等の利用に関する概要は、リーフレット「さいたま市の子どもたちのタブレットが変わります！！」をご覧ください。

（2）タブレットを御家庭で利用する際の時間やアプリ等について、御家庭の判断で専用アプリケーション（Jamf Parent※）より設定可能です。詳しい利用方法等は、お子さんが通う学校に御連絡ください。

※Jamf Parent（ジャムフ・ペアレント）とは、学校から配布された児童生徒の iPad を、保護者のスマートフォンから管理するためのアプリケーションです。

令和８年４月８日

さいたま市立与野南中学校長　様

タブレット等の家庭への持ち帰りに関する同意書

さいたま市教育委員会が所有するタブレット等を家庭へ持ち帰るに当たり、本校在学中において、下記の事項について同意し、貸与されたタブレット等を適切に利用します。

記

1　タブレット等を、学習活動以外に利用することはしません。
2　タブレット等は、本同意書に記入された児童生徒のみが使用し、他の者に譲渡、転貸、売却等しません。
3　破損や紛失のないよう、細心の注意を払って使用します。また、破損等があった場合は速やかに学校へ連絡します。
4　付属品（ケース、充電用機器、タッチペン）を含め、故意の破損や改造・設定変更による故障、また、紛失（盗難の場合を除く）した場合は弁償します。
5　学習に不必要なサイトにアクセスしたり、本人の許可を得ることなく写真や動画をインターネット上にアップしたり、他人を誹謗・中傷する内容をインターネット上に書き込んだりしないよう、適切に使用します。
6　姿勢や画面との距離に注意したり、長時間にわたって継続して画面を見ないように途中で休憩を取ったりするなど、健康面に気を付けて使用します。

✂切り取り線

提出日	同意については、家庭票に記載してください	令和　　年　　月　　日
児童生徒名		
保護者名		
使用期間		在学期間中
使用タブレット等		□　タブレット本体　１つ □　ケース（キーボード付き）　１つ □　充電用機器　１セット（アダプタ１つ、ケーブル１本） □　タッチペン　１本

、学校関係者が記入します

［使用端末番号］

さいたま市の子どもたちのタブレットが変わります！！

さいたま市では**「一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、新たな価値を創造していく力を育む教育の実現」**を目指し、**タブレット端末を活用した学び**に取り組んでいます。
令和８年３月から、子どもたちのタブレット端末が新しくなります。子どもたちにとって使いやすいタブレット端末を、文房具のように使いながら学びを深めていきます。



これから５年間、このタブレットを使っていきます。大切に使いましょう。



※仕様　iPad（A16）128GB、Wi-fiモデル　充電口：USBタイプC　STM Dux キーボード一体型ケース
付属品　充電用アダプター、ケーブル、タッチペン

子どもたちは以下のような場面でタブレット端末を使用します

01



個々に応じた学習や知識の習得に取り組む

02



家庭学習で課題の続きに取り組む

03



多様な表現方法で資料を作成する

04



自分の考えを発表する

05



学習に必要な調査をする

06



グループで共有して考えを整理する

07



グループで資料を共同製作する

08

- タブレットの正しい使い方を知る
- タイピングの練習をする
- 動画や写真を撮影して、繰り返し確認する　等

長時間の利用とならないよう、**休憩をとる、画面から３０㎝以上離れ**、顔を近付けて見ないようにするなど、御家庭でもお声掛けをお願いします。



イラスト／出典：「教育の情報化に関する手引-追補版-(令和2年6月)第４章教科等の指導におけるＩＣＴの活用」（文部科学省）
（https://www.mext.go.jp/content/20200701-mxt_jogai01-000003284_005pdf.pdf）を加工して作成

さいたま市立教育研究所



Q デジタルのみの学習となり、ノートや鉛筆は使わなくなるのでしょうか。

A いいえ。「デジタルの力でリアルの学びを支える」といった考えのもと、学年や学習の内容に応じて紙とデジタルをバランスよく使用します。





Q 遊び目的で、家で動画ばかり見てしまう事が心配です。

A タブレットは学びのためのツールですので、子ども自身がどのように使うことがふさわしいのか、一緒に考えることが大切です。それでも不安がある場合は、ペアレンタルコントロール機能もございます。詳細はお子さんが通う学校へ御連絡ください。





Q 子どもがタブレットやキーボードケースを故障させてしまったらどうなるのでしょうか。

A タブレットやキーボードケース等を破損させてしまった場合、基本的には別の端末と交換いたしますが、子どもたちにはタブレットを大切に扱ってほしいです。故障したり、パスコードが分からなくなってしまったら、すぐに学校にお問い合わせください。



使用に関するお願い

1 タブレットについて

タブレットはさいたま市から貸し出している、学習のためのツール（道具）です。学校や家庭で適切に活用できるよう、御協力お願いいたします。

2 持ち帰りについて

学校の授業や家庭学習等で利用しますので家に持ち帰ることを基本としています。家庭での充電の御協力をお願いします。

3 同意書について

「タブレット等の家庭への持ち帰りに関する同意書」の内容について、お子様と一緒に確認していただくようお願いいたします。

4 アカウントの扱いについて

一人ひとりに付与されたアカウントは中学校卒業まで同じものを使用します。パスワードは他人に教えないよう学校でも指導してまいります。

5 インターネット活用について

フィルタリング設定による閲覧制限を設けていますが、インターネットの使用方法や使用時間について、お子様とルールについて御確認ください。

6 返却について

学年が上がる時には、そのまま同じ端末を使用し続けますが、卒業・転校時にはタブレット、キーボードケース、充電器等は学校に返却となります。

さいたま市立教育研究所

さいたま市の子どもたちのタブレットが新しくなります！！

できるようになってほしいこと

01



自分のペースで学習に取り組む

02



家で授業の続きに取り組む

03



自分の思いや考えを表現する

04



自分の考えを発表する

05



わからないことを調べる

06



仲間と協力して学び合う

07



仲間とともに資料を作成する

08

- タブレットの正しい使い方を知る
- タイピングの練習をする
- 動画や写真を撮影して、繰り返し確認する　等



タブレット利用の約束

自分の学びを深めるため、授業や家庭学習に活用します

1 タブレットについて

タブレットはさいたま市から貸し出している、学習のためのツール（道具）です。適切に学習に活用しましょう。



2 持ち帰りについて

授業や家庭学習等で使いますので、家にタブレットを持ち帰ることがあります。家で使ったら充電をして、学校に持ってきましょう。



3 壊れたとき・パスワードがわからなくなったとき

タブレット端末はていねいにあつかいます。壊れたり、なくしてしまったり、パスワードが分からなくなった時は、すぐ学校に伝えて下さい。



4 インターネット活用について

フィルタリング設定がされていて、有害なサイトは見ることができません。使用時間や方法について、必ずお家の人と話し合って決めましょう。



5 返却について

卒業するまで、同じ端末を使い続けます。そのあとは、次の１年生に渡すので、汚さないよう大切に使ってください。



長い時間タブレット端末を使いません。**休憩をとる、画面から３０㎝以上離れる、顔を近付けて見ないことを意識しましょう。**



イラスト／出典：「教育の情報化に関する手引-追補版-(令和2年6月)第４章　教科等の指導におけるＩＣＴの活用」（文部科学省）
（https://www.mext.go.jp/content/20200701-mxt_jogai01-000003284_005pdf.pdf）を加工して作成

さいたま市立教育研究所